

No	提 案 名	提案団体名	
		代表者氏名	所 属
6	特区制度による 外国人介護人材活用の可能性	作新学院大学 那須野ゼミ3年生	
		杉 山 紀 博	作新学院大学 経営学部
		指導教官 氏 名	那須野公人

<目 次>

1. 提案の主旨とねらい
2. 現状の調査分析
 - (1) 学生アンケートの結果
 - (2) 特区制度の検討
 - (3) 現行の EPA による外国人介護人材の活用とその問題点
3. 施策事業の提案：「国家戦略特区」制度による外国人介護人材の活用

1. 提案の主旨とねらい

近年、少子高齢化が進行する中、高齢者介護が大きな問題となっている。その社会的重要性にもかかわらず、「キツイ・汚い・危険」といういわゆる 3K のイメージに加え、「賃金が低い」ということもあって、介護職は「4K」職種とさえいわれている。重労働と低賃金のために、介護職の離職率は高く（図 1 参照）、近年その数値が若干改善されてきたとはいえ、2025 年に必要とされる推定介護職員数 249 万人を確保するためには（2012 年現在の介護職員数は 149 万人）、今後 100 万人近く増員する必要がある、この程度の離職率の改善では、まったく「焼け石に水」である。栃木県においても、介護職員は 3 年間で 8 割弱の人がやめてしまうといわれており、看護専門学校の入学者も少ないのが現状である。

したがって、今後新たに 100 万人の介護職員を確保するためには、何か抜本的な方策の導入が不可欠となってくる。そこでここでは、「特区制度」による外国人介護人材活用の可能性について検討してみたい。

なお、検討にあたっては、次の順序で調査分析を行う。

- ① 高齢者介護の実態と、介護職員に対する学生の見方を知るため、本学経営学部の学生（100 名）を対象にアンケート調査を実施し、その結果を報告する。

- ② 特区制度とは何かを調査し、特区制度による外国人介護人材活用の可能性をさぐる。
- ③ 介護現場に対するインタビュー調査を行い、実態を把握する。
- ④ 実態を把握したうえで、外国人介護人材活用の可能性を総合的に検討する。

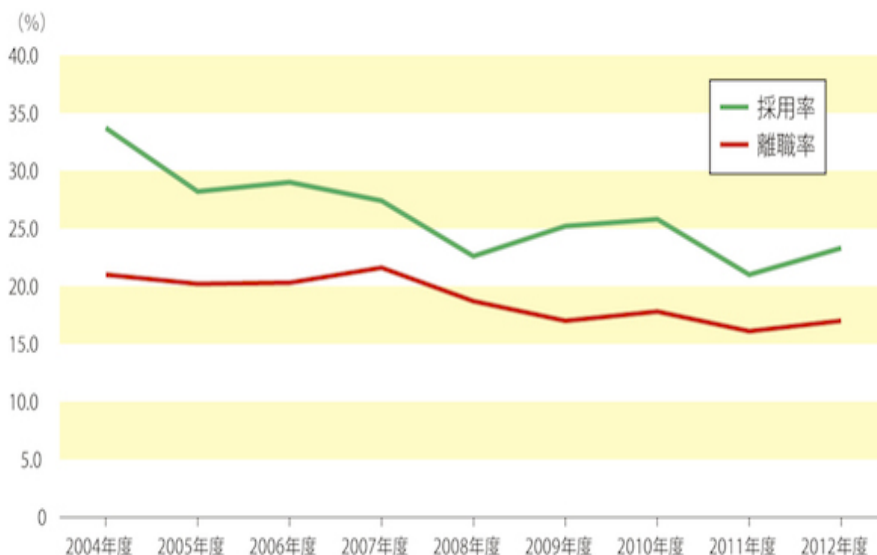


図 1 介護職員の採用率と離職率の推移

出所：森 猛（セントケア・ホールディング社長）「コミュニケーション不足の解消で離職率低下を目指す」経済界ウェブページより。
<http://net.keizaikai.co.jp/archives/10576>（2014年10月1日）

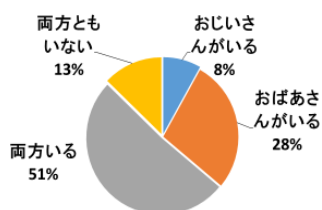
2. 現状の調査分析

(1) 学生アンケートの結果

本学経営学部学生 100 名に、高齢化と介護に関するアンケート調査を実施した。その結果は次のとおりであった。

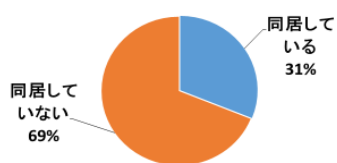
高齢化と介護に関するアンケート(作大生100名)

問1. おじいさん・おばあさんがいますか？



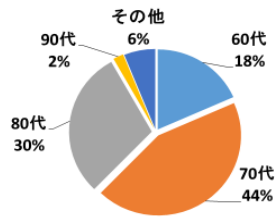
過半数が、「両方ともいる」と回答

問2. おじいさん、おばあさんと同居していますか？



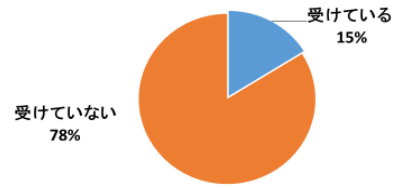
同居していないが、約7割

問3. おじいさん・おばあさんの年代は？



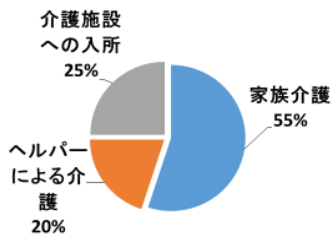
①70代(44%)、②80代(30%)

問4. おじいさん・おばあさんは介護を受けていますか？



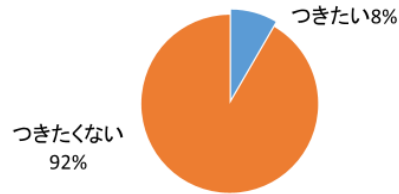
介護を受けていないが、8割超

問5. 介護の形態は(介護を受けている人)？



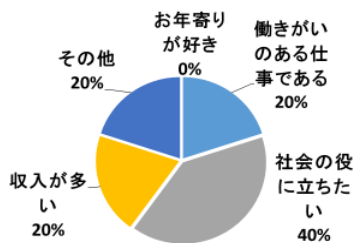
家族介護が、5割超

問6. 将来介護の仕事につきたいですか？



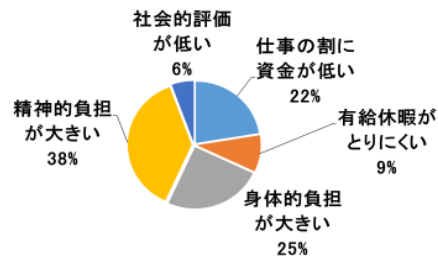
つきたくないが約9割

問7. 介護の仕事に「つきたい」理由は？



「社会的役に立ちたいが、最も多い(40%)

問8. 介護の仕事に「つきたくない」理由は？
(複数回答可)



①「精神的負担」、②「身体的負担」、③「賃金が安い」

まず問1で「おじいさん・おばあさんがいますか？」と聞いたところ、第1位は「両方いる」の51%、第2位は「おばあさんがいる」の28%、第3位は「両方ともいない」の13%、第4位は「おじいさんがいる」の8%、という結果となった。過半数が「両方ともいる」と回答しており、長寿社会となっていることがわかる。

問2では「おじいさん、おばあさんと同居していますか？」と来たところ、第1位は「同居していない」の69%、第2位は「同居している」の31%、という結果となった。「同居していない」が7割近いことが特徴的である。

問3では「おじいさん・おばあさんの年代は？」と聞いたところ、第1位は「70代」の44%、第2位は「80代」の30%、第3位は「60代」の18%、第4位は「90代」の2%、

という結果となった。大学生の祖父母は 70 代が中心である。

問 4 では「おじいさん・おばあさんは介護を受けていますか？」と聞いたところ、第 1 位は「受けていない」の 78%、第 2 位は「受けている」の 15%であった。大学生の祖父母は、まだ 70 代が中心のため、介護を受けている人はそれほど多くはない。しかし、数年後には介護を受ける人がかなり増加してくるものと思われる。

問 5 では「介護の形態は(介護を受けている人)?」ときいたところ、第 1 位は「家族介護」の 55%、第 2 位は「ヘルパーによる介護」の 20%、第 3 位は「介護施設への入所」の 25%であった。現在は家族介護が多いが、今後加齢が進み介護度が増すとともに、家庭での介護は難しくなり、施設にお世話になる人が増加してくるものと思われる。

問 6 では「将来介護の仕事につきたいですか？」と聞いたところ、第 1 位は「つきたくない」の 92%、第 2 位は「つきたい」の 8%、となっており、「つきたくない」が約 9 割を占めていた。

問 7 では、「介護の仕事につきたい理由は？ (つきたい人に質問)」と聞いたところ、第 1 位は「社会の役に立ちたい」の 40%、第 2 位は「働きがいのある仕事である」と「収入が多い」の 20%であり、「お年寄りが好き」は 0%であった。「収入が多い」という回答が 20%あったが、これは実態とは離れた回答となっている。実態をあまりよく知らないまま答えたものと思われるが、前問で「介護の仕事につきたい」という人は、100 名中 8 名しかいなかったことから、少ない回答が比率的に見た場合大きく出てしまったものと思われる。

問 8 では、「介護の仕事につきたくない理由は？ (つきたくない人に質問)」と聞いたところ、第 1 位は「精神的負担が大きい」の 38%、第 2 位は「身体的負担が大きい」の 25%、第 3 位は「仕事の割に賃金が低い」の 22%、第 4 位は「有給休暇がとりにくい」の 9%、第 5 位は「社会的地位が低い」の 6%であった。「つきたくない」理由としては、賃金よりも精神的負担、肉体的負担の方が上位にあり、特に「精神的負担が大きい」とする回答が最も多かったところに特徴がみられた。

(2) 特区制度の検討

特区制度の歴史は、もともと小泉改革の一環として設けられた「構造改革特区」までさかのぼる。これは自治体の提案（創意工夫）を、国が認定する仕組みである。例えば、酒税法の規制を特定の地域に限って緩和し、農家民宿等が誘客のために自家米による「どぶろく」を製造・販売できるようにする、「どぶろく特区」等はその典型である。しかし、現在では特区が乱立して、日本経済に与える影響が乏しくなっているともいわれている。

一方、「国家戦略特区」は、地域を限って規制緩和を進め、日本経済全体の活性化を目指す制度で、アベノミクス「第三の矢」の成長戦略の一つとされているものである。

国家戦略特区の目標は、新産業の創出と産業の国際競争力強化の二つである。そして、具

体的な最終目標としては、介護人材の確保、医療の拠点づくり、企業誘致、産業の活性化等が掲げられている。このように、介護人材の確保も、具体的な目標の一つとして列挙されているのである。

(3) 現行のEPAによる外国人介護人材の活用とその問題点

EPA（経済連携協定）とは、商品・製品の輸出入にととまらず、人材や知的財産の相互交換、交流などを図り、国家同士の親睦を深め成長を促進しようという取り組みである。EPAにもとづき、2008年度よりインドネシアとフィリピンから1,128名、2014年度よりベトナムから138名の外国人介護福祉士候補者が来日した。

これらの候補者は、図2のような過程を経て、現場経験を積みながら介護福祉士国家試験に挑戦することになる。そして、この試験に合格すると、日本の介護施設で介護職員として働くことが可能となるのである。

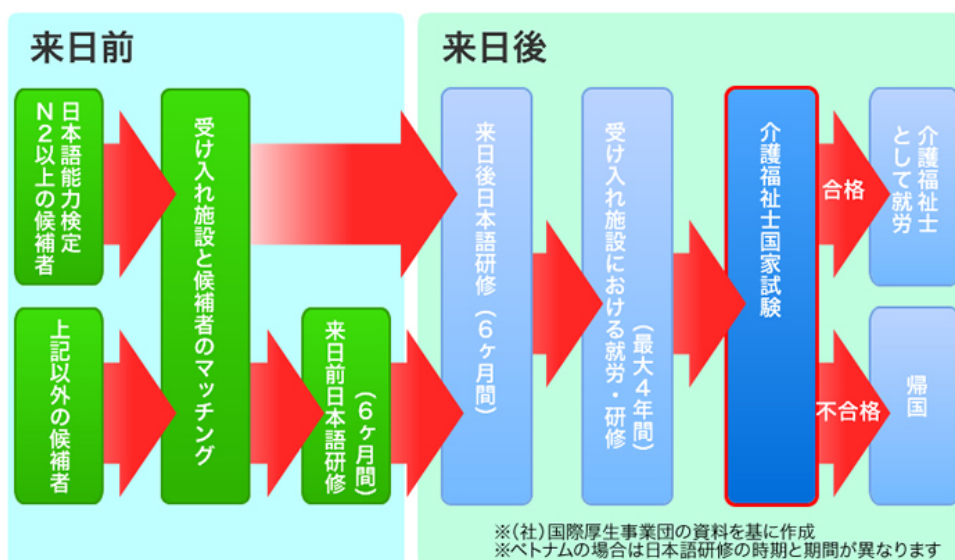


図2 外国人介護士受入の流れ

出所：「外国人介護士の受け入れで現場はどう変わる？ —基本編」Live-Up Worker
ウェブページ。 <http://liveupworks.com/f-article10.html> (2014年10月1日)

しかし、外国人介護福祉士候補者としての滞在許可期間は4年であり、一方介護福祉士受験には3年間の現場経験が必要なことから、結局受験チャンスは1回だけであり、落ちれば即帰国せざるを得ない。このように、外国人候補者が日本語で介護福祉士国家試験に合格することは非常に難しい状況にある。ちなみに、介護福祉士国家試験の合格率は2012年には、全体では64%であったが、外国人の受験者は38%にとどまっている。

このような状況を考慮して、外国人候補者の受験については、合格基準点の5割以上の得

点で1年間の滞在期間延長を許可、試験時間の延長、漢字にフリガナを併記、語句の一部を英語表記、といった一定の緩和措置が導入されている。しかしそれでも、受験者のプレッシャーはきわめて大きい。

他方、外国人介護福祉士候補者の日本側の受入施設に対しては、外国人候補者を受け入れるためには、一定数の介護福祉士がいること、日本語研修の実施、宿泊施設の確保、研修の随時報告等の義務が課されており、人員に余裕のある施設でなければ受け入れはなかなか難しいのが現実である。ちなみに、栃木県でこれまでに受け入れた施設は、1か所だけしかない（フィリピン人2名）。

3. 施策事業の提案：「国家戦略特区」制度による外国人介護人材の活用

現行の外国人介護士受入制度は、非常にハードルが高く、この制度だけでは2025年に249万人必要とされる介護職員数を確保することは絶対に不可能である(2012年度比+100万人)。そこでEPAとは異なる枠組みを考えてみる必要性が出てくる。たとえば、母国での介護の資格を持った人材を日本で受け入れるといった方法である。

国家戦略特区に指定された神奈川県は、母国で介護の資格を取得した外国人を活用する方針を固めたという。神奈川県知事は「神奈川県が突破口になりたい」と語っている。

介護職員の賃金水準を大幅に引き上げ、国内で人材を確保することがベストではあるが、現在の国家財政や介護保険制度のもとでは、若干の賃金水準の引き上げはできても、今後不足する100万人の人材を確保できるほどに賃金を引き上げることは不可能である。

一方、外国人技能実習生として介護人材を確保したらどうかという意見も出ているが、この制度はあくまで技能実習による技能獲得を目的としたものであり、現在製造業や農業等で行われている外国人技能実習生の活用の仕方は、本来の主旨から外れた単なる単純労働の人手不足解消策であるとして、批判も多い。介護人材の不足をこの制度で補うことは、やはり制度の本来の趣旨を無視したものと考えられる。

したがって、宇都宮市・栃木県も、介護人材が不足する状況は他の市町村や他県と変わらないことから、神奈川県の取り組みを注意深く見守り、「国家戦略特区」に手を上げることも視野に入れて今後検討を進めていくべきであると考えている。

追記：1. で述べた調査分析の手順の③、介護現場に対するインタビュー調査は、この原稿執筆時にはまだ実施中であり、ここに整理した形で記載することはできなかった。したがって、本稿の結びも仮のものとなっている。介護現場のインタビューを踏まえた最終的な結論は、12月19日(金)宇都宮市役所での発表会において提示する予定である。

【参考文献等】

- ・『日本経済新聞』2014年2月20日付
- ・『日本経済新聞』2014年3月29日付
- ・「構造改革特区ってなに？」宇都宮市ウェブページ
<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/mamechishiki/000551.html>
- ・森 猛（セントケア・ホールディング社長）「コミュニケーション不足の解消で離職率低下を目指す」経済界ウェブページ。<http://net.keizaikai.co.jp/archives/10576>
- ・「外国人介護士の受け入れで現場はどう変わる？ ―基本編」Live-Up Worker ウェブページ。<http://liveupworks.com/f-article10.html>
- ・「介護・家事にも外国人材活用、国家戦略特区で先行実施も＝政府会議」ロイターウェブページ。<http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPTYEA3307I20140404>
- ・「黒岩神奈川県知事：外国人介護士を先行受け入れー特区制度を活用」ブルームバーグウェブページ。
<http://www.bloomberg.co.jp/news/123-N6QD4C6K50Y701.html>